

福岡県公報

令和七年七月八日
第六百十号
増刊
①

目次

条 例 (第二十三号―第三十号)

○福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
○福岡県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	四
○地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	六
○福岡県行政財産使用料条例の一部を改正する条例	(財産活用課)	六
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例	(建築都市総務課)	七
○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(開発・盛土指導課)	八
○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁特別支援教育課)	八
○福岡県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部装備課)	八

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充

(総務部人事課)

するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和七年十月一日から施行することとした。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県税条例等の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、個人県民税における所得控除の拡充及び県たばこ税における課税方式の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和八年一月一日から施行することとした。ただし、附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の制定による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、不動産取得税の課税免除について、その適用期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(総務部財産活用課)

1 本庁舎一般外来駐車場の一般開放に当たり、その使用料を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和八年一月五日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の制定に伴い、土石の堆積に関する工事の

許可申請等に対する審査の手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和七年十月一日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(建築都市部開発・盛土指導課)

1 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和七年十月一日から施行することとした。ただし、別表四四の項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁特別支援教育課)

1 県立特別支援学校設置計画に基づき、宗像市及び福岡市早良区に県立特別支援学校を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和七年十一月一日から施行することとした。

◇福岡県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部装備課)

1 警察法施行令の一部を改正する政令の制定により、警察官に支給する支給品の品目から夏服スカートが削られたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十三号

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の下に「次

条において同じ。」を加える。

第二十三條の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項中「部分休業(育児休業法第十九條第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第十九條第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第一号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。

第二十三條の次に次の四條を加える。

(第二号部分休業の承認)

第二十三條の二 育児休業法第十九條第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第二号部分休業」という。))の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第十九條第二項の条例で定める一年の期間)

第二十三條の三 育児休業法第十九條第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九條第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第二十三條の四 育児休業法第十九條第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め

る時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十三条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十四条第一項及び第二項中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第二十五条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改める。

第十九条の三を第十九条の四とする。

第十九条の二第二項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）を「請求等」に改め、同条を第十九条の三とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十九条の二 任命権者は、福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）第二十六条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を

講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 福岡県職員の育児休業等に関する条例第二十六条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の福岡県職員の育児休業等に関する

る条例第二十三条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十九条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十四号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二十条の四中「扶養控除額」の下に「、特定親族特別控除額」を加える。

第四十七条第五項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令で定めるものをいう。)」に、「オーストラリア軍隊(同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア)」を「締約国軍隊(当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(法の施行地をいう。)に所在する当該締約国)に改める。

第四十七条の四の二及び第四十七条の二十四第七項中「オーストラリア軍隊」を「

締約国軍隊」に改める。

付則第九条の二から第九条の二の五までを次のように改める。

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

第九条の二 令和八年四月一日以後に第二十条の三十七第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第二十条の三十六の三第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第二十条の三十八の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)に係る第二十条の三十九第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第二十条の三十六の三第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ(第二十条の三十八の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

第九条の二の二から第九条の二の五まで 削除

付則第九条の二の七第一項第二号中「第四十七条第五項に規定するオーストラリア軍隊（第五項において「オーストラリア軍隊」という）を「締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるものうち施行令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。第五項において同じ）」に改め、同条第五項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

付則第十五条の二第二項ただし書中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

付則第二十八条の二第二項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第五項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改める。

（福岡県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福岡県税条例の一部を改正する条例（令和六年福岡県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（同号ロ（八年新条例付則第七条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中福岡県税条例付則第九条の二から第九条の二の五までの改正規定及び附則第三条の規定 令和八年四月一日

三 第一条中福岡県税条例第四十七条第五項、第四十七条の四の二、第四十七条の二十四第七項並びに付則第九条の二の七第一項第二号及び第五項の改正規定並びに附則第四条の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号に規定する政令で定める日

四 第一条中福岡県税条例付則第十五条の二第二項ただし書の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行の日

五 第一条中福岡県税条例第二十条第五項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の四の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第九条の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、福岡県税条例第二十条の三十七第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る第二十条の三十九第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例付則第九条の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 福岡県税条例第二十条の三十九第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第九条の二第二項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例付則第九条の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 新条例第四十七条第五項及び第四十七条の四の二の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「三号施行日」という。)以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油(福岡県税条例第四十六条第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項及び次項において同じ。)の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、三号施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 新条例第四十七条の二十四第七項の規定は、三号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、三号施行日前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。

4 新条例付則第九条の二の七第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、三号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、三号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十五号

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例(平成二十九年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十六号

福岡県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福岡県行政財産使用料条例(昭和三十九年福岡県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「電柱その他」を「電柱類その他の」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「土地を前号以外の目的に使用する場合及び」を「前二号以外の目的で土地又は」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 本庁舎一般外来駐車場を使用する場合の使用料の額は、別表第二に定める額とする。

第五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他の規則で定める自動車を本庁舎一般外来駐車場に駐車するとき。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の表を加える。

別表第二(第三条)

区 分	単 位		金 額
	平日	休日	
午前七時から 午後七時まで	一台(六十分)	一台(三十分)	三〇〇円 一〇〇円
午後七時から午前七時まで		一台(一回)	四〇〇円

備考

一 この表の規定にかかわらず、平日に庁舎に用務のある者は、駐車から最初の二時間を無料とする。

二 平日において、駐車時間に六十分に満たない端数があるときは、当該端数の時

間は六十分として計算する。

三 休日とは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。

四 休日において、駐車時間に三十分に満たない端数があるときは、当該端数の時間は三十分として計算する。

五 休日の午前七時から午後七時までにおいて、駐車時間が四時間を超えるときは、当該駐車時間は四時間として計算する。

附則

この条例は、令和八年一月五日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十七号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五七の項事務の欄中「第十二条第一項」の下に「又は第三十条第一項」を加え、同項名称の欄中「宅地造成」を「盛土」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

一 宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては、次に掲げる工事区域の面積の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額	
イ 五百平方メートル以内	一七、〇〇〇円
ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内	三〇、〇〇〇円
ハ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内	四二、〇〇〇円
ニ 二千平方メートルを超え、三千平方メートル以内	六二、〇〇〇円
ホ 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内	七二、〇〇〇円
ヘ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内	九八、〇〇〇円
ト 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内	一五〇、〇〇〇円
チ 二万平方メートルを超え、四万平方メートル以内	二四〇、〇〇〇円
リ 四万平方メートルを超え、七万平方メートル以内	三七〇、〇〇〇円
ヌ 七万平方メートルを超え、十万平方メートル以内	五三〇、〇〇〇円
ル 十万平方メートルを超えるとき	六九〇、〇〇〇円
二 土石の堆積に関する工事にあつては、次に掲げる工事区域の面積の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額	

イ 五百平方メートル以内	一二、〇〇〇円
ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内	一五、〇〇〇円
ハ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内	一七、〇〇〇円
ニ 二千平方メートルを超え、三千平方メートル以内	二一、〇〇〇円
ホ 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内	三〇、〇〇〇円
ヘ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内	三二、〇〇〇円
ト 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内	三四、〇〇〇円
チ 二万平方メートルを超え、四万平方メートル以内	四一、〇〇〇円
リ 四万平方メートルを超え、七万平方メートル以内	五七、〇〇〇円
ヌ 七万平方メートルを超え、十万平方メートル以内	七八、〇〇〇円
ル 十万平方メートルを超えるとき	一四〇、〇〇〇円

別表五七の項の次に次の二項を加える。

五七の 二	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定による工事の変更の許可の申請に対する審査	盛土等工事変更許可申請手数料	一 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更にあつては、変更許可申請一件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が六九〇、〇〇〇円を超えるときは、六九〇、〇〇〇円とする。	申請のとき
			イ 工事に係る計画の変更（ロのみ該当する場合を除く。）については、工事区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の工事区域の面積、工事区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の工事区域の面積）に応じ五七の項に規定する金額に十分の一を乗じて得た金額	
			ロ 新たな土地の工事区域への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される工事区域の面積に応じ五七の項に規定する金額	
			ハ その他の変更については、一〇、〇〇〇円	
			二 土石の堆積に関する工事の変更にあつては、変更許可申請一件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が一四〇、〇〇〇円を超えるときは、一四〇、〇〇〇円とする。	
			イ 工事に係る計画の変更（ロのみ該当する場合を除く。）については、工事区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の工事区域の面積、工事区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の工事区域の面積）に応じ五七の項に規定する金額に十分の一を乗じて得た金額	
			ロ 新たな土地の工事区域への編入に	

五七の 宅地造成及び特定盛 土等規制法第十八条 第一項又は第三十七 条第一項の規定によ る検査の申請に対す る審査	盛土等工 事中間検 査申請手 数料	係る工事の計画の変更については、 新たに編入される工事区域の面積に 応じ五七の項に規定する金額 ハ その他の変更については、一〇、 〇〇〇円	申請の とき
次に掲げる工事区域の面積の区分に応じ、 それぞれにおいて定める金額			
一 二万平方メートル以内 六、五〇〇円			
二 二万平方メートルを超え、四万平方 メートル以内 一三、〇〇〇円			
三 四万平方メートルを超え、七万平方 メートル以内 二六、〇〇〇円			
四 七万平方メートルを超え、十平方 メートル以内 四五、〇〇〇円			
五 十平方メートルを超えるとき 六五、〇〇〇円			

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十八号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表四四の項下欄中「ト」を「ホ」に改める。

別表四五の項を次のように改める。

四五 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年 法律第百九十一号）に基づく事務のうち、同法の規 定による申請書等で別に規則で定めるものの受付及 び県への送付	各市町村（北九州市、福岡市及び 久留米市を除く。）
--	------------------------------

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、別表四四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十九号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二百一十一条第二項の表中二十一の項を二十三の項とし、九の項から二十の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

10 福岡県立福岡つくし特別支援学校

福岡市早良区

第二百一十一条第二項の表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

5 福岡県立むなかた特別支援学校

宗像市

附 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

福岡県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十号

福岡県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察官支給品及び貸与品に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「（女性警察官にあつては、夏服スカート。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。